

議案第 4 4 号

海老名市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
全部改正について

海老名市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり定める。

令和 6 年 8 月 2 7 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

国の定める基準をもって、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準とすることを定めたいため

海老名市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

海老名市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年条例第３０号）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条 この条例は、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第３４条の１６第１項の規定に基づき、同法第２４条第２項に規定する家庭的保育事業等（以下「家庭的保育事業等」という。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準）

第２条 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成２６年厚生労働省令第６１号）に定める基準をもって、その基準とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。